

預金口座振替規定(株式会社三菱UFJ銀行宛)

私は会社の社内キャッシュサービスを利用するにあたり、次のとりあつかいとしたいので下記事項を確約のうえ、依頼 します。

記

1. カードの共通使用について

- (1) 貴行より発行を受けた私名義の「ICキャッシュカード」または「マイカード」等(以下カードという)に所定 の手続を行ったうえ社内キャッシュサービスの利用にも共通して使用します。
- (2) 社内キャッシュサービス契約が解除となったときは直ちにカードを一旦返却します。

2. 社内キャッシュサービス利用金額の預金口座振替について

- (1) 会社の現金自動支払機を使用して、支払を受けた金額を会社から貴行に請求があった場合は私名義の預金口座から引落のうえ支払います。この場合、預金の引落通知は省略して構いません。預金口座の残高が振替日において請求の金額に満たないときは、特に通知はせずに、請求データを会社に返却してください。
- (2) 預金の引落にあたっては、普通預金規定または総合口座規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書の提出は省略して構いません。
- (3) 会社から社内キャッシュサービス利用控を受け取るに際して、貴行が会社に振替明細(振替日、振替金額、振替後残高等)を通知することについては異議ありません。

3. その他

(1) この契約にかかる取扱いについて、かりに紛議、損害が生じても、貴行の責によるものを除き貴行には迷惑をかけません。

★ このウィンドウを閉じる